

# 第1章 計画の策定に当たって

## 1 計画策定の趣旨

わが国では、世界的にも例を見ないスピードで高齢化が進んでおり、2025年（平成37年）には団塊の世代が75歳に到達し、高齢者の推定人口は3,600万人（全人口の30%、3人に1人が65歳以上）となる超高齢社会の到来が目前となっています。

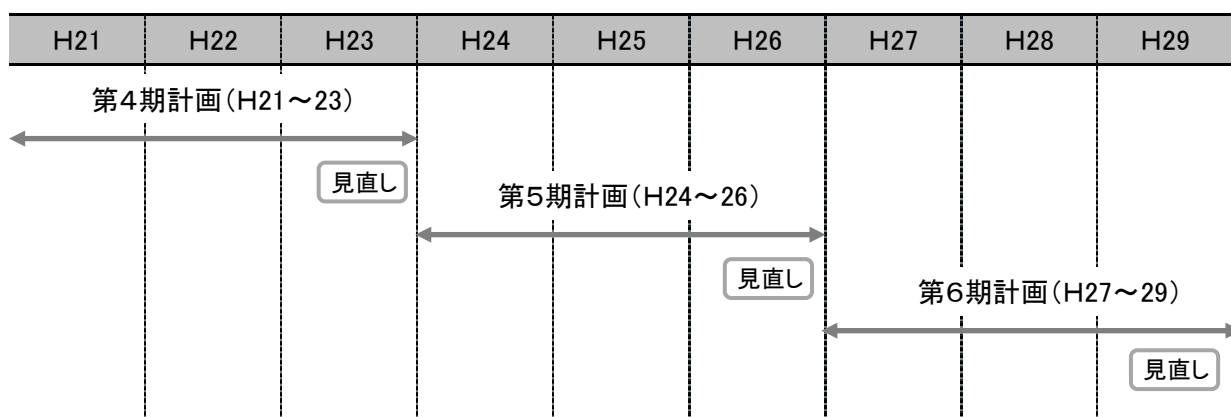
また、高齢者の生活様式および価値観は、今後一層多様化すると考えられ、地域に暮らす高齢者の福祉ニーズへの対応が求められます。

こうした中、多くの高齢者は、要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域や自宅で生活し続けることを望んでいます。このニーズに対応していくためにも、国が示すような「介護」、「予防」、「医療」、「生活支援」および「住まい」の5つのサービスを一体化して提供していく『地域包括ケア』の考え方にに基づき、取組を進めていくことが必要です。

本市では、平成20年度に策定した「いきいき高齢者プランまいばら 介護保険事業計画／高齢者福祉計画（平成21年3月）」における基本方針などを基礎としつつも、2025年に向けて社会情勢の変化や今後の高齢化への対策をより一層推進するため、本市が目指すべき高齢者保健福祉の基本的な政策目標を定め、具体的に取り組むべき重要な施策を明らかにすることを目的に「いきいき高齢者プランまいばら 第5期介護保険事業計画／高齢者福祉計画（平成24年3月）」（以下「本計画」という。）として改定することとします。

## 2 計画の期間

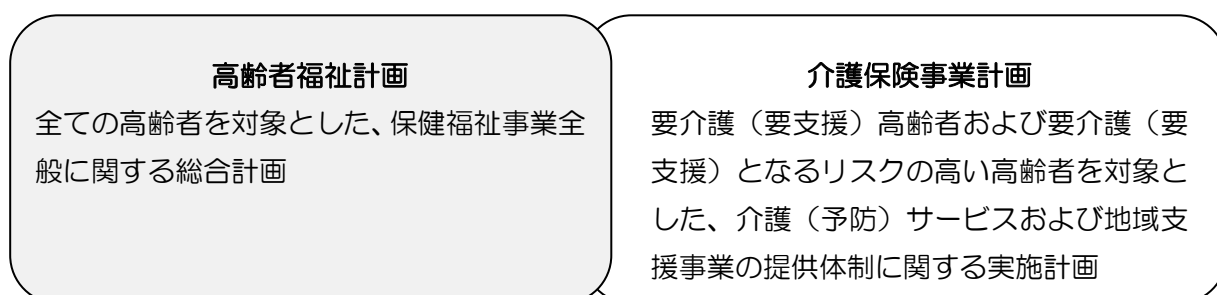
本計画の期間は、平成24年度から平成26年度までの3年間とします。



### 3 計画の位置付け

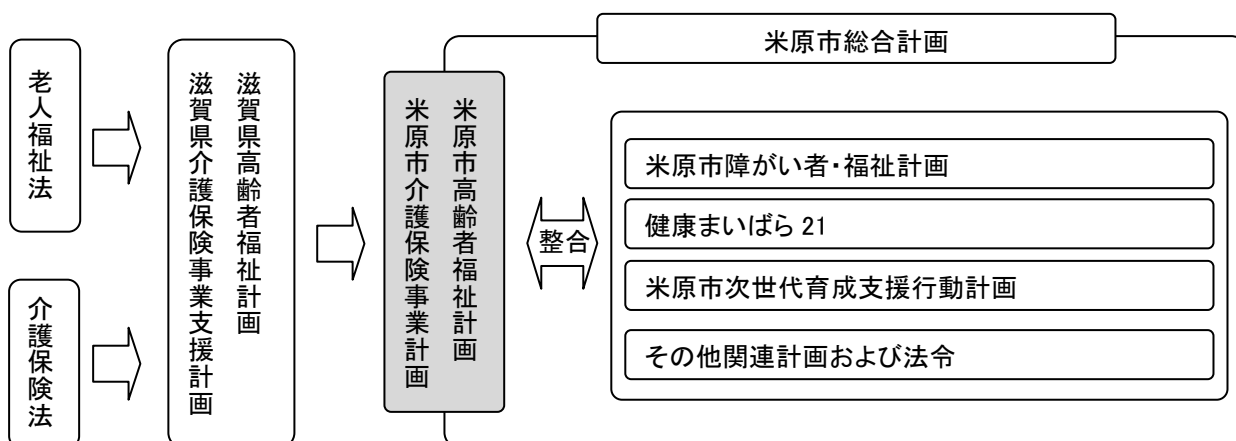
#### (1) 法令等の根拠

本計画は、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 8 に基づく老人福祉計画（以下「高齢者福祉計画」という。）と介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 117 条に基づく介護保険事業計画を総合的かつ一体的に策定したものです。



#### (2) 他計画との関係

本計画は、米原市総合計画の高齢者施策の部門別計画として、また健康まいばら 21、米原市障がい者・福祉計画等の関連する計画との整合を図り策定したものです。なお、今後策定予定の地域福祉計画においては、本計画との整合を図っていきます。



## 4 計画の策定体制

### (1) 米原市高齢者福祉・介護保険サービスアンケート調査の実施

計画策定に先立ち、今後の介護保険事業、高齢者福祉施策を推進していくために、アンケート調査により高齢者に生活実態や高齢者福祉に対する意識、介護サービスの利用意向等についての現状を尋ね、市民の意識や今後のニーズなどを把握しました。

#### 【アンケート調査概要】

調査地域 : 米原市全域  
調査対象者 : ①要介護認定を受けていない一般高齢者（日常生活圏域ニーズ調査）  
: ②在宅の要支援および要介護の認定者（居宅要支援・要介護認定者調査）  
: ③介護保険施設に入所している方（介護保険施設等利用者対象調査）  
: ④介護支援専門員（介護支援専門員対象調査）  
抽出方法 : 全数（①：8,434件 ②：1,430件 ③：342件 ④：68件）  
調査期間 : 平成23年3月12日～3月28日（①）  
平成23年2月18日～3月9日（② ③ ④）  
調査方法 : 郵送配布・郵送回収（① ② ③ ④）

調査区分	配布数	回収数	回収率	有効回答数	有効回答率
①	8,434	6,528	77.4%	6,528	77.4%
②	1,430	823	57.6%	803	56.2%
③	342	205	59.9%	203	59.4%
④	68	45	66.2%	45	66.2%

### (2) 介護保険運営協議会の開催

市民や有識者、関係団体、関係機関などで組織された米原市介護保険運営協議会において、本計画についての意見交換および審議を行いました。

### (3) パブリックコメントの実施

広く市民などから意見を聴取し、反映させるためにパブリックコメントを実施しました。

## 5 日常生活圏域の設定

「日常生活圏域」は、高齢者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域密着型サービスの提供および地域における継続的な支援体制の整備を図るため設定しています。

地域密着型サービス等の整備は日常生活圏域ごとに行うこととしていますが、前回計画の期間中に日常生活圏域ごとの人口や交通事情、その他社会的状況の大きな変化は見られないため、引き続き日常生活圏域を旧町単位の4つの圏域として設定します。

